

岐阜県医療機関等物価高騰対策支援金交付要綱

(総則)

第1条 県は、医療機関等の開設者が、物価の高騰により経営が圧迫され、円滑な医療機関等の運営に支障が生じないよう、予算の範囲内で支援金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

(対象事業者)

第2条 支援金の交付の対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和6年4月1日において県内で病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。以下同じ。）、診療所（同条第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。）、助産所（同法第2条第1項に規定する助産所をいう。以下同じ。）、施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「あはき法」という。）第9条の2第1項又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第19条第1項の規定による開設の届出を行っているものをいう。以下同じ。）又は歯科技工所（歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第21条第1項の規定による開設の届出を行っているものをいう。以下同じ。）（以下これらを「医療機関等」という。）を開設している者であること。
- (2) 令和6年4月1日から令和6年5月31日までの間に廃止又は休止（予定を含み、災害その他やむを得ない理由によるものを除く。）をする医療機関等の開設者でないこと。
- (3) 病院又は診療所にあっては、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関の開設者であること。
- (4) 施術所にあっては、令和6年4月1日から第5条第1項の規定による申請を行う日までの間に県内で保険施術を行った施術所の開設者であること。

(欠格事由)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、対象事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営若しくは運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等
- (9) 国、岐阜県又はその他の地方公共団体の各種交付金、補助金、助成金等において、無資格受給又は不

正受給を行った者

- (10) 国、岐阜県又はその他の地方公共団体の各種交付金、補助金、助成金等において、国、岐阜県又はその他の地方公共団体からの返還依頼等に応じていない者
- (11) 法令等に違反した者又は法令に基づく知事の処分に違反した者
- (12) 第5条第1項の規定による申請をした者に対し知事が行う現地確認及び書類の提出の求めに応じない者
- (13) 前各号に掲げる者のほか、支援金の趣旨、目的等に照らして適当でないと知事が認める者

(支援金の額)

第4条 対象事業者に交付する支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 病院及び診療所（令和6年4月1日における許可病床数が2床以上のものに限る。）
6,800円に同日における許可病床数を乗じて得た額
- (2) 診療所（前号に掲げるものを除く。）及び助産所 7,500円
- (3) 施術所（あはき法及び柔道整復師法に基づく施術所を同一の場所で開設し、専用の施術室を共用している場合にあっては、これらの施術所は一の施術所とみなす。）及び歯科技工所 5,000円

(支援金の交付の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする対象事業者は、別記様式に関係書類を添えて、知事に申請しなければならない。

2 交付申請書の提出期限は、令和6年6月7日とする。

(交付の決定等)

第6条 知事は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、支援金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 知事は、支援金の交付の決定をしたときは、当該申請をした者に支援金を交付するものとする。
- 3 知事は、支援金の不交付を決定したときは、当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

(決定の取消し)

第7条 知事は、対象事業者が法令等若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は交付申請書に虚偽の記載をしたときは、交付の決定を取り消すことができる。

(支援金の返還)

第8条 知事は、支援金の交付の決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除等)

第9条 第5条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請をした者が第3条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して支援金の交付をしないものとする。

- 2 知事は、第6条の規定による交付の決定をした後において、当該交付の決定を受けた者が第3条の規定に該当することが明らかになったときは、第7条の規定により支援金の交付の決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に支援金が交付されているときは、知事は、前条の規定により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第10条 対象事業者は、第8条の規定により返還を命ぜられた場合であって知事が必要と認めるときは、その命令に係る支援金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、対象事業者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた支援金の額に充てられるものとする。
- 3 対象事業者は、支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 4 知事は、第1項及び前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(立入調査等)

第11条 知事は、この要綱に基づく支援金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、対象事業者に対して報告を求め、又は対象事業者の事務所等に立ち入り、帳簿その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

(帳簿等の保存期間)

第12条 対象事業者は、支援金の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、申請の日の属する年度の翌年度以降5年間保存しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、支援金に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年度分の予算に係る支援金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年度分の予算に係る支援金から適用する。ただし、令和5年10月20日以前に第5条第1項の規定による申請が行われた支援金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年度分の予算に係る支援金から適用する。ただし、令和6年2月2日以前に第5条第1項の規定による申請が行われた支援金については、なお従前の例による。